

# 平成21年度 第6回 税制調査会 各省ヒアリング

## 国土交通省 説明資料

平成21年11月5日

国土交通副大臣

馬淵 澄夫

# 平成22年度国土交通省関係税制改正要望 見直しのポイント

＜今回の見直しによる要望内容＞		※減収見込額は精査中
①要望項目数	53項目（うち新規10項目、拡充11項目、延長32項目）	
②減収見込額	4,994百万円（新規・拡充分）	
③廃止額・項目数	6,818百万円（15項目）	
④ペイ・アズ・ユー・ゴー原則との整合性 （②－③）	整合（1,824百万円の増収）	
⑤延長分の減収見込額	230,820百万円	
＜8月末の要望時点との比較＞		
①要望項目数の比較	76項目（8月末）から53項目に削減	
②取り下げ額・項目数	56,391百万円（23項目）	
	※8月末の要望事項を大幅に見直し	

# 平成22年度国土交通省関係税制改正要望（主要事項）の概要

平成21年10月30日

## I. 豊かな暮らしの実現

### 1. 眠れる金融資産を活用した住宅取得の促進

#### 住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大

- 眠れる金融資産を活用して若年世代の住宅取得等を促進するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠を500万円から2000万円に拡大するとともに、省エネ・耐震改修等に要する資金を適用範囲に追加

### 2. バリアフリー化の推進

#### 交通バリアフリー化促進税制の延長及び拡充2

- 鉄道駅エレベーター、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機、LRV等の整備の際の負担軽減措置（法人税、固定資産税、不動産取得税等）を延長するとともに、鉄道駅の可動式ホーム柵を新たに特例措置の対象に追加

#### 住宅バリアフリー改修促進税制（固定資産税）の延長

- 高齢者が安心して自立して暮らせるため、バリアフリー化の費用負担を軽減

### 3. モビリティの向上

#### 遅延対策のための鉄道駅の大規模改良工事に係る特例措置の拡充

- 通路等混雑、輸送障害に起因する鉄道の遅延対策のための折返設備、プラットホーム拡幅等の施設整備を特例措置（固定資産税、都市計画税）の対象工事に追加

#### 特定地域におけるタクシー事業適正化に伴う特例措置の創設

- 減車を伴う事業再構築を行う事業者に対する事業所税の非課税措置を導入

## II. 我が国の活力・成長力の強化

### 1. 成長力・国際競争力の強化

#### 海外建設プロジェクト形成促進税制の創設

- 我が国建設産業の海外市場開拓等を促進することを目的とする法人税等の特例措置の創設

#### 外航日本人船員税制の創設、国際船舶等の特例措置の延長

- 我が国外航海運の国際競争力の強化のため、外航日本人船員に係る所得税、住民税の軽減措置の創設、国際船舶に係る登録免許税及び外航用コンテナに係る固定資産税の軽減措置の延長

#### スーパー中核港湾の外貿埠頭会社・公社に係る税制の拡充・創設

- スーパー中核港湾での外貿埠頭公社・会社のコンテナ埠頭に係る固定資産税等の特例の延長・拡充、外貿埠頭会社の登録免許税の軽減措置の創設

### 2. 地域の自立・活性化

#### 地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長及び拡充

- 地方航空ネットワーク維持を図るため、国内線航空機に係る特例措置（固定資産税）について、主に地方路線に用いられる航空機を対象に適用を中型機まで拡充し、軽減期間・軽減率を拡充のうえ延長

#### 住宅以外の家屋に係る特例措置の延長

- 都市機能維持・増進を通じた地域活性化のため不動産取得税の特例措置を延長

#### 中小企業投資促進税制の延長

- 中小企業者のトラック、機械等の設備投資を促進するための特例を延長

#### 運輸事業振興助成交付金制度の継続

- トラック・バス事業等における適正化対策、安全対策、環境対策等に活用されている運輸事業振興助成交付金制度を継続

## III. 低炭素社会の構築

### 1. コンパクトなまちづくりの推進

#### エコ・コンパクトシティ形成促進税制の創設

- コンパクトな都市構造を実現するため、病院、保育所、図書館等暮らしの向上に資する施設について、人が集まっている地区への集積の促進等を支援

### 2. 省エネ・グリーン化の推進

#### 自動車グリーン税制の延長及び拡充

- 次世代自動車の一部を新たに対象とするなど所要の見直しのうえ、環境性能に応じた特例措置（自動車税、自動車取得税）を延長するほか、小型トラック等について自動車グリーン税制の対象とするなど、グリーン化を推進

#### 住宅に係る省エネ改修促進税制（固定資産税）の延長

- 窓の二重サッシ化等の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の特例措置を延長

## IV. 国民の安全・安心の確保

### 1. 地震対策の推進

#### 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長

- 今後の大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性確保のため、既存建築物の耐震改修を促進するための特例措置（法人税・所得税）の延長

#### 鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長

- 国の補助金を受けて緊急に実施する鉄道駅の耐震補強工事に係る負担軽減措置（固定資産税）の延長

### 2. 水害・土砂災害対策の推進

#### 雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長

- 浸水被害防止のため設置する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の延長

# 景気対策・成長戦略のために必要な税制改正要望

## ＜豊かな暮らしの実現＞

- 住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大
- 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長・拡充

## ＜我が国の活力・成長力の強化＞

- スーパー中枢港湾の外貿埠頭会社に係る税制の延長・拡充
- 地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長・拡充

## ＜低炭素社会の構築＞

- エコ・コンパクトシティ形成促進税制の創設
- 自動車グリーン税制の延長・拡充

# 住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大

## 現行の施策

### ○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例

#### 措置

- ◆贈与税の非課税措置(H21創設)
- ◆相続時精算課税制度(H15創設)

- ①65歳未満の親からの贈与も対象
- ②非課税枠の拡大

・暦年課税の場合(610万円非課税)

○課税対象＝住宅取得等資金

－500万円(住宅特例)

－110万円(基礎控除)

・相続時精算課税の場合(4000万円非課税)

○課税対象＝住宅取得等資金

－500万円(住宅特例)

－2500万円(一般枠)

－1000万円(住宅枠)

#### ③適用対象

- ・50㎡以上の住宅の取得、建替え
- ・住宅の増築、改築、大規模修繕

## 新たな対策(見直し要望は下線部)

① **延長** 65歳未満の特例は継続

② **拡充** 非課税枠をさらに拡大

・暦年課税の場合(2110万円非課税)

○課税対象＝住宅取得等資金

－2000万円(住宅特例)

－110万円(基礎控除)

・相続時精算課税の場合(4500万円非課税)

○課税対象＝住宅取得等資金

－2000万円(住宅特例)

－2500万円(一般枠)

－0万円(住宅枠廃止)

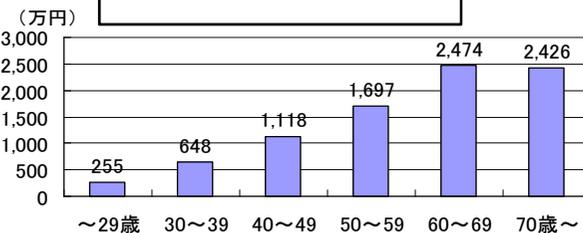
#### 2000万円の考え方

- ・現行制度下で最もニーズの高い贈与額帯
- ・相続時精算課税と併用で取得費全額カバー

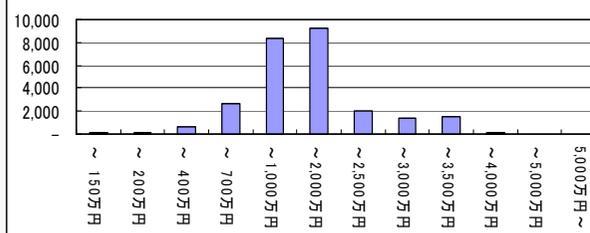
③ **拡充** 対象に省エネ改修等を追加

- ・50㎡以上の住宅の取得、建替え
- ・住宅の増築、改築、大規模修繕、大規模模様替え
- ・省エネ、耐震、バリアフリー改修

年齢階級別平均金融資産残高



階級別取得財産価額(住宅取得等資金)  
<平均贈与額 1,483万>



住宅購入資金(平均)



# 地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長・拡充(固定資産税)

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、機材の維持に伴って発生するコストの軽減に結びつく航空機に係る固定資産税の特例措置を拡充のうえ、適用期限を2年延長する。

## 施策の背景・目的

### 航空輸送は地域活性化を支える基盤

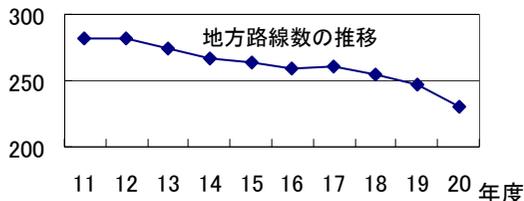
- 航空の輸送実績(人<sup>キ</sup>)はバスに匹敵

### 航空会社を巡る経営環境の変化

- 国内路線における競争の激化
- 欧米・アジア企業との国際的な競争の激化
- 世界的な景気後退に伴う航空需要の減退

### 路線維持のための支援が必要

- 地方路線は需要規模が小さく採算性が低い
- 近年、地方路線からの撤退が顕在化



### 需要に見合った機材の導入促進

- 地方路線では需要に見合った機材が必要
- 中型機(200~130t)は飛行時間の約2/3が地方路線で、地方路線維持に不可欠
- 低需要路線ではリージョナル機の導入が有効
- さらに羽田空港再拡張で発着回数が増加  
30.3万回 → 40.7万回

### 中・小型機の導入促進の強化が必要

- 機材の維持に伴って発生するコストを軽減する特例措置により、新規機材導入のインセンティブを付与することが効果的

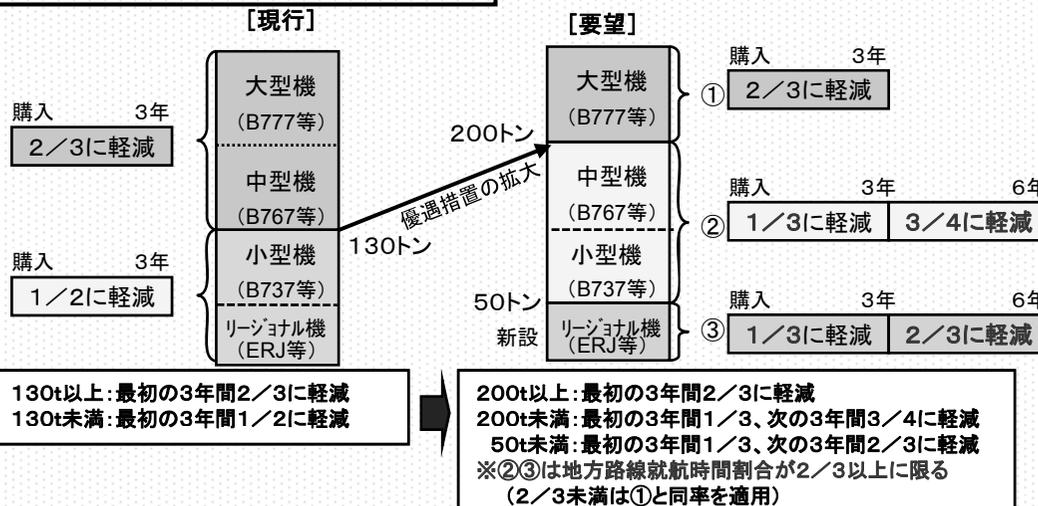
地方航空ネットワーク維持のための追加的支援が必要

具体的施策

## 税制改正要望の概要

### ○課税標準の特例措置の拡充

- 中型機、リージョナル機を対象に軽減措置を拡充
- 地方路線就航割合を要件化し、地方路線での使用を担保



### ○適用期限を平成24年3月31日まで2年延長

### 政策目標: 現行の地方航空ネットワークの維持

- ・ 就航割合の要件化で地方路線の割合を維持するよう誘導
- ・ 主に地方路線に就航している中型機の導入を促進
- ・ 低需要に見合った機材(50t未満)の導入で効率的な運航

### 地方路線の維持・充実のための関連施策

#### ○着陸料の軽減措置

- ・ 国管理空港に着陸する場合、出発空港に応じて、着陸料を1/2~9/10に軽減。
- ・ さらに、平成21年7月から平成22年3月末までの間、軽減率をさらに概ね2割程度拡充(1/3~3/4)。

#### ○羽田空港の発着枠の配分

- ・ 全国的な航空ネットワークの形成・充実への貢献度を、発着枠の配分に係る評価項目に設定。
- ・ さらに、平成22年10月に増加する発着枠の配分基準について、幹線以外の路線にのみ使用可能な「地方活性化枠」の創設を検討中。

#### ○羽田空港発着枠の転用に関するルール

- ・ 地方航空ネットワークの維持を図るためのルール(1便ルール、3便ルール)を導入。

#### ○航空・空港の利用促進

- ・ 国が管理する空港において、利用促進協議会を設け航空需要喚起のための取組を実施。